

(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源泉徴収税額
上場株式等の譲渡所得等	千円 15,573,734	千円 1,091,190

調査対象等：平成16年2月から平成17年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の 他			合 計			
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
給 与 所 得	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
	俸給・給料・賞与	468,285	1,814,116,199	79,713,485	1,855,979	3,910,216,659	217,167,215	2,324,264	5,724,332,858	296,880,700
	日雇労働者の賃金	—	2,836,923	115,006	—	133,396,414	2,461,827	—	136,233,337	2,576,833
計	—	1,816,953,122	79,828,491	—	4,043,613,073	219,629,042	—	5,860,566,195	299,457,533	
退 職 所 得	13,016	204,340,340	4,333,308	58,458	108,993,353	3,290,715	71,474	313,333,693	7,624,023	
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

調査対象等：給与等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、報酬、年金及び賞与の支払調書がある。
2 官公庁とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、国際協力銀行、日本政策投資銀行、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。
3 徴収猶予とは、通常の法定納期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予すること。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(5) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

区 分	給 与 所 得				退 職 所 得		
	官 公 庁		そ の 他		人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額			
平成11年分	千円 1,760,792,657	千円 91,503,773	千円 7,127,203,004	千円 246,311,934	人 69,278	千円 363,700,628	千円 8,516,047
12	1,787,543,993	86,803,090	7,209,011,645	238,890,256	63,628	350,855,424	8,074,091
13	1,825,191,721	92,381,399	7,159,641,625	229,441,321	51,589	381,447,656	8,624,997
14	1,888,520,628	85,505,856	6,126,278,800	230,540,821	57,994	397,342,864	8,932,197
15	1,742,411,641	77,651,148	4,338,373,704	221,833,455	75,073	329,072,607	8,261,407
16	1,816,953,122	79,828,491	4,043,613,073	219,629,042	71,474	313,333,693	7,624,023

(注) この表は、「(4) 給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。